船橋市地域公共交通活性化協議会 設置要綱(案)について

船橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱(案)

(名称)

- 第1条 この会は、船橋市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。 (事務所)
- 第2条 協議会は、事務所を船橋市建設局都市計画部都市計画課内に置く。 (目的)
- 第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。)及び道路運送法(昭和26年法律第183号。)に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議することを目的とする。(担任事務)
- 第4条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 船橋市地域公共交通総合連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
 - (2) 公共交通不便地域解消事業に係る協議及び連絡調整に関すること。
 - (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。 (組織)
- 第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。
- 2 前項に定める者のほか、参考意見を聴取するためオブザーバーを置くことができる。(会長)
- 第6条 会長は、別表に掲げる委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

- 第7条 副会長は、別表に掲げる委員のうちから会長が指名する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

- 第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 欠員などの事由により新たに委員になった者の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議)
- 第9条 協議会の会議(以下「会議」という。) は、会長が招集する。
- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事案とともに、会長があらかじめ委員 に通知しなければならない。

(会議の運営)

- 第10条 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。
- 3 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人 を協議会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権 限を付与するものとする。
- 4 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な 議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めたときは、委員以外のものに対して、資料を提出させ、 又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前6項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (分科会)
- 第11条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ 協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局)
- 第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、船橋市建設局都市計画部都市計画課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会の運営に要する経費は、船橋市の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

- 第15条 協議会に監査委員を2人置く。
- 2 協議会の出納の監査は、会長が指名する第5条の委員がこれを行う。
- 3 前項の規定により指名を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬)

第16条 第5条に定める委員及びオブザーバーの報酬は、無報酬とする。

(災害補償)

第17条 委員及びオブザーバーの職務上生じた災害については、議会の議員その他非常 勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例33号)の規定に準じ て補償する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月24日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 第8条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

(会議招集の特例措置)

3 第9条第1項の規定にかかわらず、第1回協議会は船橋市が招集する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表

<u></u>	
委員	
船橋市	船橋市 副市長
	船橋市 建設局長
	船橋市 企画財政部
	船橋市 福祉サービス部
	船橋市 都市計画部
	船橋市 道路部 (道路管理者)
公共交通事業者	社団法人千葉県バス協会
(バス事業関係者)	京成バス株式会社
	船橋新京成バス株式会社
	習志野新京成バス株式会社
	ちばレインボーバス株式会社
公共交通事業者	千葉県タクシー協会 京葉支部
(タクシー事業関係者)	船橋タクシー有限会社
	有限会社丸十タクシー
	三田下総交通株式会社
	船橋交通株式会社
市民代表	東部地区代表
	西部地区代表
	南部地区代表
	北部地区代表
	中央地区代表
学識経験者	日本大学理工学部社会交通工学科
国土交通省	関東運輸局千葉運輸支局(企画調整)
	関東運輸局千葉運輸支局(輸送監査)
千葉県	千葉県総合企画部交通計画課
	千葉県葛南土木事務所 (道路管理者)
交通管理者	船橋警察署交通課
	船橋東警察署交通課
運転者が組織する団体	京成電鉄労働組合
	新京成バス労働組合
事務局	
	船橋市建設局都市計画部都市計画課

船橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱 新旧対照表

新

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平 成19年法律第59号。)及び道路運送法(昭和26年法律第183 号。)に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス 等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り地域の実情に 即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議することを目的 とする。

(担任事務)

- 第4条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 船橋市地域公共交通総合連携計画に位置付けられた事業の実 施に関すること。
- (2) 公共交通不便地域解消事業に係る協議及び連絡調整に関する こと。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金|金等に関する事項 等に関する事項。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために↓に必要なこと。 必要なこと。

IΒ

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平 成19年法律第59号。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共 交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協 議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うこと、及び、道路運送 法(昭和26年法律第183号。)の規定に基づき、地域における 需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他 旅客の利便の増進を図り地域の実情に即した輸送サービスの実現 に必要となる事項を協議することを目的とする。

(担任事務)

- 第4条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
 - (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
 - (3) 連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料
- (5) 前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するため